

# 平成26年 9 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成26年9月5日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年9月5日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山真人	防災監	村松利郎
企画財政課長	長野了	税務課長	村松也寸志

住民生活課長	村 松 弘	保健福祉課長	村 松 富 夫
産 業 課 長	三 浦 強	建 設 課 長	鈴 木 可 浩
上下水道課長	山 田 裕 一	学校教育課長	大 場 満 明
社会教育課長	鈴 木 富 士 男	病院事務局長	西 谷 勉 次
会計管理者	高 木 利 夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三 浦 健 議会書記 鈴 木 芳 明

10 会議に付した事件

議案第 5 5 号 森町副町長の選任について  
議案第 5 6 号 森町教育委員会委員の任命について  
議案第 5 7 号 森町都市公園条例の一部を改正する条例について  
議案第 5 8 号 森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 5 9 号 平成 2 6 年度森町一般会計補正予算（第 3 号）  
議案第 6 0 号 平成 2 6 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 6 1 号 平成 2 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 6 2 号 平成 2 6 年度森町病院事業会計補正予算（第 2 号）  
議案第 6 3 号 建設工事請負契約の締結について  
議案第 6 4 号 森町道路線の廃止について  
認定第 1 号 平成 2 5 年度森町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2 号 平成 2 5 年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3 号 平成 2 5 年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4 号 平成 2 5 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 5号 平成25年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成25年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成25年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成25年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成25年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 平成25年度森町病院事業会計決算認定について

< 議事の経過 >

- 議長 ( 榎原淑友君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年9月、森町議会定例会を開会します。
- これから本日の会議を開きます。
- 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
- 会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、1番片岡健君及び12番小沢一男君を指名します。
- 日程第2、「会期の決定」を議題とします。
- お諮りします。
- 本定例会の会期は、本日から9月24日までの20日間にしたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- ( 「異議なし」と言う者多数 )
- 議長 ( 榎原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。
- したがって会期は、本日から9月24日までの20日間に決定しました。
- 日程第3、「報告事項」については、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「平成25年度財政健全化判断比率等報告について」、「第22期株式会社アクティ森計算書類及び第23期

事業目標について」以上、3件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第55号「森町副町長の選任について」を議題とします。

本案については、鈴木寿一君の一身上に関する事件であると認められますので、同君の退場を求めます。

( 退 場 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄君 ) ただいま上程されました、議案第55号「森町副町長の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、森町副町長鈴木寿一氏が9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を森町副町長として選任いたしたく、提案するものでございます。

副町長の職務については、町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、町長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて決定や処理を行うほか、町長の職務を代理する町の最高の補助機関でもございます。

近年、地方自治を取り巻く環境は、「人口減少・超高齢化」の勢いが加速し、福祉や社会保障費の増高など、社会構造の変化などにより経済情勢が激変する中で、地方分権や広域行政の推進、少子高齢化対策などが、新たに取り組むべき行政課題に適切に対応することが求められております。

森町におきましては、内陸フロンティア事業の推進、森町総合体育館の建設、新東名高速道路の開通に伴うアクセス道路の整備及び下水道事業の推進など、多くの行政課題が山積されております。

このようなときに、職員一丸となって各種施策や事業を円滑に推

進するとともに、多様化する住民ニーズに適切に対応し、安全・安心なまちづくりの実現をしていかなければいけないと存じております。

鈴木寿一氏は、平成22年10月より1期4年間、役場職員からの豊富な知識と行政経験を活かし、その職責を全うされるとともに、私の良き相談相手としてつとめていただいたところでございます。

今後のまちづくりを進める上で、森町の副町長に最もふさわしい人物と存じますので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得たく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

( 榊原 淑 友 君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、鈴木托治君。

5 番議員

( 鈴木 托 治 君 ) 今回もですね、鈴木寿一副町長の選任ということになりましたけど、それこそ前回より4年、あつという間に時が過ぎたなど、そんな印象を持っております。

私も副町長とのつきあいは、私が議員になってからということで、その間いろいろそつなく、また誠実にですね、町長の補佐役としてやっていたことは承知しております。しかしですね、副町長は町長の補佐と同時にですね、やっぱり町長の間違ったところもひよつとしたらあったかと思うんですよね。そういうときにですね、副町長とそういう議論をして、副町長の意見も取り入れながらやってきたじゃないかと思うんですけど、そこら辺のですね、軋轢っちゅうか見解の相違みたいのがあったかどうか。

あるいはもちろん首長は当然トップですから、副町長はその議論の中で町長に従うっちゅうのはそれは当然組織上当然のことではありますが、そういうですね、時として町長も能力はあっても裸の王様みたいになってしまいがちなところもありますので、そこら辺の今までの4年間のつきあいをですね、本当は副町長に聞いたかったんですけども、退席しちゃってるものですから副町長に聞けません

けどね、議会と町長との、そしてまた議員と職員とのですね、橋渡しもやってくれていると思うんですけども、この4年間の町長と副町長との関係等をご説明していただきたいと思います。

議 長  
町 長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) ご説明というよりもですね、やはり私と副町長の関係はどうであったのかと端的に申しますと、やはり副町長の仕事の執行を見ていて、少し副町長の尻をたたいた方がいいのかなとか、あるいは自分が参っているときにですね、副町長はどのように考えているのかなと、こういうふうに相互に牽制し合い、また相談し合い、そして決められたことについては共にその方向に沿って進んでいくと、このように執行してきたところがございますので、今鈴木托治議員のおっしゃるように、個々具体的なことは申し上げませんが、総体的にはそんなスタンスできたところがございますので、良きパートナーであったと、このように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

( 榊原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

( 榊原淑友 君 ) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 榊原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願ひます。

( 起立全員 )

議 長

( 榊原淑友 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第55号「森町副町長の選任について」は、同意することに決定しました。

鈴木寿一君の入場を許します。

- ( 入 場 )
- 議 長 ( 榊原淑友君 ) 日程第5、議案第56号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
- 本案については、比奈地敏彦君の一身上に関する事件であると認められますので、同君の退場を求めます。
- ( 退 場 )
- 議 長 ( 榊原淑友君 ) 職員に議案を朗読させます。
- ( 職 員 朗 読 )
- 議 長 ( 榊原淑友君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長、村松藤雄君。
- 町 長 ( 村松藤雄君 ) ただいま上程されました、議案第56号「森町教育委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。
- 本案は、現教育委員の比奈地敏彦氏が、平成26年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を森町教育委員会委員として任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
- 同氏は、井上啓次郎氏の辞職に伴い、平成26年4月1日に就任されましたが、井上氏の残任期間が9月30日までの6箇月間となっておりましたことから、引き続き10月1日から4年間の任期をお願いするものでございます。
- 人格円満で豊かな見識を持っており、今後の森町の教育行政にとって引き続きご尽力を頂きたい方でございますので、再任をお願いすべく、議会の同意を求めるものでございます。
- よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。
- 議 長 ( 榊原淑友君 ) これから質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 3番、吉筋恵治君。

3 番議員 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 今朝、静岡新聞で学力テストの成績が公表されました。その点数を見ますと、約20ポイントも極端に低い。これは、5点とか6点とか、僅差でちょっと運が悪かったなということではなくて、極端に強烈に低いということで、私は認識をしました。しかも、県内でほぼ最下位に近い。

ビリではなかったという感じでございますが、教育の、既に半年間先頭指揮を執ってくださっている比奈地教育長でございますが、今後これは私大事な問題と思いますので、是非町長のね、今朝の新聞をご覧になったことと、今後の教育について、町長のお考えはいかがかなという、個人的な比奈地教育長のことではなくてね、町長にそのことについてちょっとお伺いをしておきたいなというふうに思うんですが。

議 長 ( 榊 原 淑 友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村 松 藤 雄 君 ) 今の質問は、人事案件の質問と少し離れているような気がしますけども、整理をお願いします。

議 長 ( 榊 原 淑 友 君 ) 直接的な比奈地教育長に対するものではありませんけども、町長の今回の教育行政によつての考え方はどうかという質問だと思いますので、その上で町長の方でお答えできるものがあればお答えを願いたいと思います。

町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村 松 藤 雄 君 ) 私は今回人事案件をお願いをしているところでございますが、教育行政の在り方を質疑として提案しているものではございませんので、議長がそういう見解でございますけども、答弁いたしかねると、このように思いますので、吉筋議員のご配慮をお願い申し上げます。

議 長 ( 榊 原 淑 友 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊 原 淑 友 君 ) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。



ご異議ありませんか。

議 長 ( 「異議なし」と言う者多数 )  
( 榑原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから議案第56号を採決します。  
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 榑原淑友 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第56号「森町教育委員会委員の任命について」  
は、同意することに決定しました。  
比奈地敏彦君の入場を許します。

議 長 ( 入 場 )  
( 榑原淑友 君 ) 日程第6、議案第57号「森町都市公園条例  
の一部を改正する条例について」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

議 長 ( 職 員 朗 読 )  
( 榑原淑友 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村 松 藤 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第57号「森  
町都市公園条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を  
申し上げます。  
今回の改正は、都市再生整備計画事業で平成23年度から整備を進  
めて参りました、天宮土地区画整理事業地内の「天宮公園」が、9  
月に完成いたしますので、別表に新たな都市公園として「天宮公園」  
を追加するものでございます。  
施行日は供用開始予定日の10月1日とするものでございます。  
以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお  
願い申し上げます。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 日程第7、議案第58号「森町社会体育施設  
の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例」につ  
いてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄君 ) ただ今上程されました、議案第58号「森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、森町社会体育施設の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものでございます。

今回の改正は、総合体育館建設に伴い、中央体育館、隣接しております町営テニスコートをこの11月末日をもって閉鎖することから、体育館、テニスコートに関連する部分を改正するものでございます。

附則につきましては、第1項で条例の施行日を平成26年12月1日と定め、第2項で森町議会の議決に付さなければならない公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第2条中、第8号中央体育館並びに第9号町営テニスコートを削るものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ( 榑原淑友君 ) 日程第8、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 榑原淑友君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄君 ) ただ今上程されました、議案第59号「平成26年度森町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ244,633千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ7,175,579千円とするものでございます。

第2表、債務負担行為補正につきましては、平成27年度から旭が丘中学校区における給食拠点調理場調理及び配送業務等を民間委託するに当たり、年度当初からのスムーズな業務開始による給食提供を行うための準備期間等を勘案し、契約締結業務を進めるためのものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、森地区まちづくり事業、防災・安全交付金事業、飯田小学校給食棟耐震補強事業等の財源として、公共事業等、地域活性化事業、緊急防災・減災事業、及び全国防災事業の限度額を変更するものでございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。7・8ページをお開きください。

2款1項1目、一般管理費1,045千円については、防犯意識の高まりや、省エネ対策としてのLED電灯の普及により、各町内会からの防犯灯設置要望が増えており、それに対応する防犯灯設置費補助金の追加をお願いするものでございます。

10目、情報管理費29,601千円のうち、委託料28,620千円は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に対応するための基幹業務システムの整備費用で、6月の補正予算（第2号）でお認めいただきました総務省分の整備費用に加え、今回は厚生労働省分を計上するものでございます。また、負担金981千円は、同制度の運営上必要となる地方公共団体情報システム機構の負担金でございます。

4款1項2目、予防費9,460千円につきましては、本年7月に予防接種法施行令、及び同法施行規則の一部が改正され、10月1日から水痘いわゆる水疱瘡、及び高齢者の肺炎球菌感染症が定期予防接種の対象疾病に追加されたことに伴う、同疾病の予防接種にかかる経費でございます。

9・10ページ、6目、診療所費50,000千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り

出しを行うものでございます。

6款1項6目、山村振興費10,560千円につきましては、茶の凍霜害対策として、県の中山間地域農業振興整備事業費補助金を活用した、天方地区防霜ファン利用組合が行う防霜ファン設置事業に対する補助金でございます。

11・12ページ、8款2項2目、道路維持費13,400千円につきましては、道路の緊急性を要する維持管理、及び舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものでございます。

13・14ページ、3目、道路新設改良費52,000千円のうち、道路改築工事46,000千円につきましては、国の平成25年度補正予算（第1号）に係る、がんばる地域交付金、いわゆる地域活性化・効果実感臨時交付金の交付の見込みを頂きましたので、当交付金を財源として、町道新田赤松線の老朽化の激しい歩道及び車道の舗装等の改築を行う経費と、中川地内の町道権現堂線の改築工事の経費でございます。

4目、橋梁維持改良費3,600千円につきましては、三倉地内友愛橋の橋梁長寿命化工事に係る補修設計の実施により、補修範囲、工法等が決定し、これに充てる国の防災・安全交付金が、当初見込額を上回る内示を頂きましたので、工事費の増額をするものでございます。

3項2目、河川維持改修費9,100千円のうち、河川改修工事6,500千円は、多量の堆積土砂とともに草木が繁茂していることにより、河川の通水能力の低下が顕著となっている飯田地内の新堀川の浚渫工事、無指定工事1,800千円につきましては、排水路等の改修工事の追加をお願いするものでございます。

4項2目、都市下水路費6,340千円につきましては、天宮排水路改修工事において詳細に調査したところ、工事手法の見直しが必要となり、また、森地区まちづくり事業に充てる国の社会資本整備総合交付金が、当初見込額を上回る内示を頂きましたので、工事費を増額するものでございます。

5目、公園費14,528千円のうち、公園維持管理費1,117千円は、供用開始の予定となりました天宮公園の調整池に、整備過程で堆積した土砂等の清掃等を行う経費を計上するものでございます。

また、公園整備費13,411千円は、太田川親水公園利用者の木陰づくり対策として、四阿を設置する工事等でございます。

15・16ページ、10款2項1目、学校管理費30,955千円につきましては、飯田小学校給食室棟耐震補強工事の経費でございます。

4項1目、幼稚園費7,401千円につきましては、森幼稚園に隣接しております元周智高校教職員住宅跡地について、県より払下げを受けることができることとなりましたので、幼稚園駐車場用地としての購入費でございます。

17・18ページ、5項8目、文化会館費3,294千円につきましては、会館内の空調設備等が故障したため、早期に対応するための修繕費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

10款1項1目、地方交付税7,110千円につきましては、定期予防接種の対象疾病の追加による接種費用増加に対する、交付税措置見込額を計上するものでございます。

14款2項1目、土木費国庫補助金3,360千円は、森地区まちづくり事業に対する社会資本整備総合交付金、及び友愛橋橋梁長寿命化工事に対する防災・安全交付金を増額するものでございます。

2目、教育費国庫補助金7,863千円は、飯田小学校給食室棟耐震補強事業に対する交付金でございます。

6目、総務費国庫補助金58,781千円のうち、20,781千円は、社会保障・税番号制度システム整備費に対する補助金であります。

また、がんばる地域交付金38,000千円につきましては、国において決定された「好循環実現のための経済対策」において、創設された交付金であります。いわゆる、がんばる地域交付金が交付されるようになったところでございます。国の平成25年度補正予算（第1

号)により事業化された、総合体育館建設事業、スマート・インターチェンジ関連事業等に係る、町負担分が当該交付金の額を定める算定対象となっており、当交付金は他の建設事業等の財源に充当できることとなっておりますので、今回、新田赤松線の道路改築に係る事業の財源として計上するものでございます。

15款2項4目、農林水産業費県補助金9,100千円のうち、農業費補助金8,800千円は、天方地区防霜ファン利用組合の防霜ファン設置事業に対する補助金であります。

3・4ページ、18款1項1目、特別会計繰入金6,112千円は、介護保険及び後期高齢者医療それぞれの特別会計の平成25年度の精算に基づく繰入金であります。

19款1項1目、繰越金125,878千円は、財源調整としての計上でございます。

21款1項1目、農林業債については、県の林道大尾大日山線開設事業への負担金が、公共事業分と単独事業分の事業量の割合変更に伴い、対象となる起債が変更となるため調整を行うものでございます。

2目、土木債3,400千円は、森地区まちづくり事業及び防災・安全交付金事業の、増額に対する公共事業等債であります。

6目、教育債23,000千円のうち、全国防災事業債3,900千円は、飯田小学校給食室棟耐震補強事業に係る国庫補助基準額までの補助残に対する町負担分の財源で、緊急防災・減災事業債19,100千円は、飯田小学校給食室棟耐震補強事業に係る国庫補助基準額を超えた事業費に充てる財源でございます。なお、この土木債、教育債とも、いずれも元利償還については交付税措置がある起債でございます。

以上が、平成26年度森町一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 ( 榎原淑友君 ) 日程第9、議案第60号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 榎 原 淑 友 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村 松 藤 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第60号「平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ239千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186,103千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により、補正の概要を歳出から申し上げます。

3・4ページ、1款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金72千円につきましては、平成25年度の出納整理期間中に収納した保険料を広域連合に納付するものでございます。

2款1項1目、保険料還付金150千円については、過年度に収納した保険料について、資格喪失や所得の変更等により保険料額が更正されたために、その差額を還付するものでございます。

2項1目、一般会計繰出金17千円につきましては、平成25年度中に発生した預金利子、及び督促手数料を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

1・2ページ、4款1項1目、繰越金89千円は、前年度の繰越金で、補正財源として計上するものでございます。

5款2項1目、保険料還付金150千円は、過年度に収納した保険料について、更正によりその差額を還付した額が後期高齢者医療広域連合から支払われるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 榎 原 淑 友 君 ) 日程第10、議案第61号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 榊 原 淑 友 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村 松 藤 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第61号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算 (第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,056千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,795,969千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

3・4ページ、4款1項1目、介護予防支援事業費1,631千円は、介護予防ケアプラン作成に係る委託料でございます。

7款1項2目、償還金16,330千円は、平成25年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る、国・県・支払基金への交付金の精算に伴う返還金であります。

7款3項1目、一般会計繰出金6,095千円は、町の介護給付費負担金、地域支援事業費負担金、及び事務費負担金の精算に伴う返還金と、介護予防サービス計画作成料の精算に伴う繰り出しでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

8款1項1目、繰越金21,972千円は、歳出予算の補正財源としての計上でございます。

10款3項3目、雑入2,084千円は、袋井市森町介護認定審査会の前年度の精算による負担金の返還及び介護予防サービス計画作成料でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますけれども、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 榊 原 淑 友 君 ) 日程第11、議案第62号「平成26年度森町病院事業会計補正予算 (第2号)」を議題とします。



- 職員に議案を朗読させます。
- ( 職 員 朗 読 )
- 議 長 ( 榑原淑友 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町 長 町長、村松藤雄君。
- ( 村 松 藤 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第62号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」について提案理由を申し上げます。
- 本補正予算につきましては、第2条で、予算第3条に定めた「収益的収入および支出」の予定額のうち、収入の医業外収益を50,000千円増額し、266,095千円とし、病院事業収益の予定額を2,725,617千円とするものであります。
- この医業外収益50,000千円の増額につきましては、9月中に支出予定されます企業債元利償還金、共済組合追加負担金など約200,000千円ほどの支払が予定されていますので、それらに伴う運営資金として、一般会計より他会計負担金として50,000千円増額補正計上するものでございます。
- 第3条では、予算第6条で定めた「一時借入金の限度額」を50,000千円減額し、750,000千円とし、第4条では、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を50,000千円増額し、390,000千円とするものであります。
- 以上で、「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」の提案理由の説明といたします。
- よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。
- 議 長 ( 榑原淑友 君 ) 日程第12、議案第63号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- ( 職 員 朗 読 )
- 議 長 ( 榑原淑友 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町 長 町長、村松藤雄君。
- ( 村 松 藤 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第63号「建設

工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町清掃センターの解体撤去工事の請負契約を締結することをございます。

本工事につきましては、準備から整地まで相当程度を要することから、8月8日に制限付き一般競争入札を行った結果、森町森1458番地の1を事務所所在地とする正光建設株式会社が82,800千円で落札しました。

落札業者とは8月12日に落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた89,424千円で仮契約を締結してございますが、このたび建設工事請負契約の本契約を締結いたしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事期間といたしましては、平成26年9月10日から平成27年3月11日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 榊原淑友君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 ( 太田康雄君 ) 森町清掃センター解体撤去工事の契約に関する議案であります。この予算につきましては6月議会の補正予算で計上をされております。認めているわけではありますが、工事請負費113,000千円、それから、清掃センター解体撤去残置物等処理手数料427千円、清掃センター解体撤去工事監理委託料7,193千円が同時に補正予算で認めたわけですが、今回工事請負費については契約の承認ということで議案になっておりますが、こちらを見させていただくと、予算が113,000千円に対して、大分契約価格は下回った金額でありました。

予定価格にしましても、予算の95パーセントということでありますので、いい入札といいますか、結果であったのかなと思います。

このほかの工事請負費の他の残置物等処理手数料と工事監理委託料については、どの程度予算に対してどの程度で行える見通しなのか、また、工事管理委託料の委託先については、同様に正光建設さんでよろしいのか、その点をお伺いいたします。

それから、今回整地までを行う工事であるということですが、どの程度といたしますか、跡地の利用等を考えて、どの程度までの整地を今回行われるのか、また、今後の土地の用途についてお考えがあれば伺いたいと思います。

議 長 ( 榊原 淑 友 君 ) 住民生活課長。

住民生活 ( 村松 弘 君 ) 住民生活課長です。ただ今の残置物等の契約につきましても、今後別の業者と契約をするということですので、現在の所数字は固まっておりません。それから、監理委託料につきましても、環境技術センターという所にですね、設計も委託してありまして、そこをお願いをしております。

それから、整地と跡地についてでございますが、6月のときももう対応したと思っておりますが、すぐにですね、その土地を何かに利用するというような予定は今のところございませんので、土を入れて平らにしておくというところで、今のところ考えております。以上です。

議 長 ( 榊原 淑 友 君 ) 7番、太田康雄君。

7番議員 ( 太田 康 雄 君 ) 整地については、すぐに使えないだろうということは、6月議会でも伺ったわけですが、あそこの場所は、余り一般の方が行かれる所ではないかと思っておりますが、ただ、城ヶ平からアクティへ向かうような場合に、ウォーキングのルートになるかと思っておりますし、また、大尾大日山線の起点にも近いということで、整地をどの程度にされるのか、長期間、ある程度の期間をそのままおかれるとするならば、やはり土砂の流出等ないような対策も必要ではないかと思っておりますけれども、そのところはいかがでしょうか。

議 長 ( 榊原 淑 友 君 ) 住民生活課長。

住民生活 ( 村松 弘 君 ) 現在の敷地につきましても、当然道路から

課 長 入って行って、建物の裏側が河川が流れておりまして、そこはブロックがしっかり積んであります。そういうことから、土砂の流出は余り想定はしなくてもいいのかなというふうに思っております。

それから、城ヶ平からつながってくる道もございませぬ。我々としてはです、その土地を放置したままにしておくと、不法投棄等の危険性もあるということは、一応我々としては想定はしておりますので、そういった不法投棄等がないような処置はしなくてはいいのかなというふうには考えております。

総合的な利用については、私の方ではちょっとお答えできないかなと思っております。以上です。

議 長 ( 榑原淑友君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄君 ) あの土地が報徳社からの寄附で頂いた土地でもございませぬので、あの土地を入手したいという方に売却するというのも一つの考えではございませぬけども、もう少し時間をかけて、どういう利用があり得るのか検討していきたいと思っておりますので、直ちに処分するということは考えておりませぬ。したがって、ある程度の期間管理するということを前提にした工事の完了形をしなくてはいいのかなと、このように思っているところでございませぬ。

また、皆様方から、いいお知恵がありましたらご提案を頂ければうれしく思うところでございませぬ。

議 長 ( 榑原淑友君 ) 他に質疑はありませぬか。

6 番、西田彰君。

6 番議員 ( 西田 彰 君 ) 建物そのものですね、焼却場跡地ということで、旧のいろいろな環境基準を余り満たさない状況で作られたものというふうに思われます。そして、今回この入札に参加された業者の方は、当然そのアスベストとかそういったものに精通をしたという処理の仕方が、適正にされるという条件の上で契約をされておると思いますが、山の上ということで風が吹いたり、そういったときにアスベストとか、そういったものの飛散、そういったものが

考えられると思いますが、そういう対策というものも十分考慮した上での事業になると思いますが、その辺は確認がされておりますでしょうか。

議 長  
住民生活  
課 長

( 榑原淑友 君 ) 住民生活課長。

( 村松 弘 君 ) 住民生活課長です。アスベスト、ダイオキシン等の対策はということでございますけども、解体をしていただくためにですね、仕様書を作成してございまして、この中でですね、適用範囲というところで、ダイオキシン等の被爆防止対策工事、そういったものをやる施設ですよということを重く交わしていただいておりますし、関係法令等の遵守というところで、様々なですね、法律の遵守、かなりたくさん法律をですね、羅列してありますが、その中にダイオキシン等の法律も含まれてございまして、そういったものをすべて遵守するよということであっております。

ダイオキシン等につきましてはですね、法律の中で特別管理産業廃棄物ということで指定をされてございまして、これにつきましては、事業者がですね、この処理を責任を持って行わなければならないというふうに規定をされております。またですね、事業者は自ら処理するか、許可業者に委託をしてやりなさいということになってございまして、その請負業者の方が恐らく委託をして、許可が出されている業者にですね、委託をして処理するよということになると思われますが、すべて法律に則ってやりなさいという指示をしております。

議 長  
6 番議員

( 榑原淑友 君 ) 6 番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 町としてですね、工事の途中などにそういったものの調査というものはされる考えはあるのでしょうか。

議 長  
住民生活  
課 長

( 榑原淑友 君 ) 住民生活課長。

( 村松 弘 君 ) 環境基準につきましては、工事に取りかかる前、それから工事中、それから工事の終わった後というふうでですね、段階を踏まえまして敷地の調査をやるよということで、これにつきましては管理委託をしております環境技術センターにお願いをしております。

完了後にですね、書類を持って報告をさせるということでございます。以上です。

議長 ( 榑原淑友君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榑原淑友君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榑原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 榑原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、議案第63号「建設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第64号「森町道路線の廃止について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 榑原淑友君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町長 ( 村松藤雄君 ) ただ今上程されました、議案第64号「森町道路線の廃止について」申し上げます。

今回廃止する路線は、延長118.6メートルの「中央体育館線」でございます。

路線の位置は、皆様のお手元に、資料としてお分けしてございますけども、ヤマハモーターエレクトロニクス株式会社と株式会社京浜工業所の間であり、町道涼松大堤通り線より森町中央体育館を結ぶ路線でございます。

旧周智高校グラウンドへの体育館移転により、現体育館が11月30日

で閉館するため、平成26年12月1日をもって路線廃止するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 榊原淑友君 ) これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員 ( 伊藤和子君 ) 平成26年12月1日から、この町道が廃止ということですがけれども、この区間の道は住民にとりまして、文化会館に行く近道ということで、徒歩の方は大変利用の多い所だと思っております。12月1日からは、この廃止された町道は、車両、それから人ともに進入禁止になるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長 ( 榊原淑友君 ) 建設課長。

建設課長 ( 鈴木可浩君 ) 建設課長です。この路線、新体育館の建設によりまして、今の中央体育館が11月末で閉館するというので、この当該路線の用途がなくなるということで、今回廃止の議案とさせていただきますわけですが、その12月1日付で、こういったものの、行政財産と呼んでます、そういった財産の分類を12月1日付で普通財産にしていくということでもありますので、当然通行止めといえますか、そういった措置になろうかと思っております。道路ではなくなります。以上です。

議長 ( 榊原淑友君 ) 町長、村松藤雄君。

町長 ( 村松藤雄君 ) 文化会館への道については、便利だということはあるんですけども、この土地については売却をする予定でございまして、一人の地主がこの敷地一帯を所有することになりますので、そこに町道が入っていると土地利用が非常に不便になるわけでございますし、当然売却の単価も安くなってしまいうということでございます。本来、この中央体育館路線は、体育館を利用するための道路でございますので、近道がなくなって少し不便にはな

りますけども、是非ご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。  
( 発言する者なし )

議長 ( 榎原淑友 君 ) 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 榎原淑友 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第64号「森町道路線の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

( 午前10時37分 ～ 午前10時50分 休憩 )

議長 ( 榎原淑友 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁で、住民生活課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

住民生活課長。

住民生活課長 ( 村松 弘 君 ) 住民生活課長です。先ほど太田議員より、管理委託料の契約金額のご質問がございましたが、金額を答弁しておりませんでしたので答弁させていただきます。

予算額7,193千円に対しまして、6,858千円で契約をしております。以上です。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 日程第14、認定第1号「平成25年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第21、認定第8号「平成25年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定8件を一括議題とします。



職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 榊原淑友君 ) 本件について提案理由の説明を求めます。  
町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄君 ) ただ今一括して上程されました、認定第1号から第8号までの各会計決算について、説明を申し上げます。

平成25年度につきましては、第2次安倍内閣が掲げた「3本の矢」による「アベノミクス」により、円安株高となり実質GDPが4四半期連続でプラス成長となるなど、緩やかではありますが景気回復の兆しが見え始めて参りました。また、ユネスコ世界遺産リストに、富士山が文化資産、和食が無形文化遺産として登録の決定を受け、さらには、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定するなど、日本人のこころを明るくする話題が印象的でした。

しかし一方で、東日本大震災からの復興のスピードは上がりず、人口減少、少子高齢化社会を背景とした持続可能な社会保障制度の確立、消費税率引上げによる景気への影響のほか、TPP交渉に伴う農政改革、安全保障や近隣諸国との外交問題など国内外に多くの課題解決を残す年度でもございました。

当町におきましては、新東名高速道路の県内供用開始から2年目を迎えるとともに、年度末には念願でありました「遠州森町スマート・インターチェンジ」の供用が開始され、県内外からの来町者も増加し、今後の森町の活性化に期待がふくらむ中、人口減少や定住化対策といった新たな課題について、一層の取り組み強化が求められるようになりました。

こうした中、「ええら森町」実現のため、次世代につながる成長の礎づくり、防災対策、医療・福祉の充実等、各種事業に取り組んで参りました。

平成25年度の主な事業といたしましては、「確かな安全と、こころのやすらぎを感じるまちづくり」として、防災・減災対策として、

消防団に配備しております消防ポンプ車、及び自主防災会配備の可搬ポンプ等の更新、同報無線の屋外子局設置、また、国民健康保険等の特別会計の健全運営に係る繰出金等とともに、「第2期病院経営改革プラン」に取り組む森町病院への繰出金、等に。

「次世代へつながる成長の礎づくり」としまして、社会資本整備総合交付金を活用したスマート・インターチェンジ関連事業、森地区まちづくり整備計画事業の推進、工場誘致対策として上水道整備のため上水道事業会計への繰出金、等に。

「子供いきいき、生きがい実感のまちづくり」としましては、子育て支援として、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業、特定不妊治療費助成事業、未熟児養育医療費助成事業、待機児童対策や保育士等処遇改善臨時特例事業。健康増進・福祉の充実として、各種予防接種及び検診事業、障害福祉サービス費給付事業。教育関連として、道徳教育総合支援事業、英語教育支援事業、小中学校給食棟の耐震化関連事業、総合体育館建設に係る用地取得、等に。

「住みやすく和を感じるまちづくり」としましては、公共交通確保対策として、天竜浜名湖鉄道の森町病院前への新駅設置関連事業、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス事業及び自主運行バスの更新。生活環境基盤整備として、公共下水道事業特別会計への繰出金、合併処理浄化槽設置への補助金、急傾斜地崩壊対策事業、及び町道改良事業。豊かな森林整備・茶業等の振興対策として、森林整備加速化・林業再生事業による林業専用道の開設、緑茶研修施設設置事業への補助を含めた茶業振興協議会への補助金、県営農地整備事業等への負担金、鳥獣被害総合対策、商店会街路灯のLED化事業への補助金。文化振興対策として、鈴木藤三郎顕彰100年記念事業、飯田城公園整備事業、等に。

「信頼と絆をつなぐまちづくり」として、協働のまちづくり推進事業、レールフレンドシップ事業、行財政改革推進事業等。

これら、継続事業や将来に向けた新規事業等々、多種多様な事業に取り組んで参りました。

おかげをもちまして、各特別会計を含め、予定しておりました事業が円滑に執行されましたことを、議員の皆様には厚くお礼申し上げます。

最初に認定第1号「平成25年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

一般会計決算の概要につきましては、「一般会計決算説明資料」を作成いたしましたので、お手元の説明資料に沿って説明させていただきます。

なお、読み上げは千円単位までとさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

最初に1ページをご覧ください。

決算規模は、歳入総額8,249,094千円、歳出総額7,363,193千円となり、前年度と比較をいたしますと、歳入では241,200千円増加し、プラス3.0パーセント、歳出では、329,306千円増加し、プラス4.7パーセントとなりました。

歳入予算に対する歳入決算の比率は88.6パーセント、歳出予算に対する執行率は79.1パーセントとなっております。これは「好循環実現のための経済対策」として、国の補正予算（第1号）により交付金の内示を受け、追加及び前倒しで予算措置をいたしました大型事業を、平成26年度へ繰り越したことに起因するものでございまして、平成26年度へ繰り越しました事業を除いた、歳出予算に対する執行率は96.9パーセントとなっております。

次に資料の3ページをご覧くださいと思います。

歳入から歳出を差し引いた形式収支(C欄)でございますけれども、885,900千円で、前年度に比べ88,106千円減少し、マイナス9.0パーセントとなりました。

次に、実質収支(E欄)は、スマート・インターチェンジ関連事業、森地区まちづくり計画事業、及び総合体育館建設事業を、平成26年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源(D欄)35,553千円を差し引いて、850,347千円となりました。

また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支(F欄)は、108,367千円の赤字となっています。

平成26年度への繰越金(L欄)については、実質収支額と同額の850,347千円を繰り越すものでございます。

次に、決算の概要を歳入から申し上げますので、1ページにお戻りください。

1款、町税は、2,604,554千円で、前年度に比べ42,867千円増加し、プラス1.7パーセントとなりました。

これは、長く続いていた景気の低迷に回復のきざしが見えてきたことによるものでございまして、個人所得や企業収益の改善により、市町村民税が昨年度に引き続き増加となったこと、償却資産の減少はあるものの家屋分の増加により、固定資産税が前年度並みになったこと等によるものでございます。

2款、地方譲与税は、116,027千円となり、前年度に比べ5,916千円減少し、マイナス4.9パーセントとなっております。

6款、地方消費税交付金は190,322千円で前年度に比べ0.9パーセントの減、7款、ゴルフ場利用税交付金は、78,163千円で1.6パーセントの減、8款、自動車取得税交付金は、43,282千円で9.4パーセントの減、10款、地方交付税は、1,807,075千円で、前年度に比べ111,680千円減少し、マイナス5.8パーセントとなりました。主な理由としましては、市町村民税等の税収が増加したことにより、基準財政収入額が増加し普通交付税が減少したこと、特別交付税の交付総額が減少したこと等によるものでございます。

14款、国庫支出金は、701,128千円で、前年度に比べ206,912千円増加し、伸び率ではプラス41.9パーセントと大幅な増となっております。

これは、スマート・インターチェンジ関連事業への社会資本整備交付金の増、総合体育館建設用地取得に充てた地域の元気臨時交付金等によるものでございます。

15款、県支出金は、505,740千円で、前年度に比べて83,779千円

増加し、伸び率ではプラス19.9パーセントとなっております。これは、県知事選挙執行経費交付金や緊急地震・津波対策交付金の増加等によるものでございます。

18款、繰入金は、前年度に比べ38,421千円増加し、88,940千円となりました。

21款、町債は、15,000千円増加し、803,000千円となり、前年度に比べ1.9パーセントの増加となりました。これは、県営水利施設整備事業負担金、及び県営農地整備事業負担金に係る農林業債の減少はあるものの、スマート・インターチェンジ関連事業に係る土木債の増加等によるものでございます。

次に自主財源についてでございますが、4ページ以降の表をご覧ください。

歳入における自主財源比率は48.0パーセントで、前年度より1.0ポイントの減となっております。

これは、町税が増加となり地方交付税が減少となったものの、国庫支出金及び県支出金等の依存財源が増加したため、相対関係にある自主財源の比率が減少したものでございます。

主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は31.6パーセントとなっております。

次に歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の決算書でご覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて申し上げたいと思います。説明資料4ページの下段、歳出性質別経費比較の表をご覧ください。

なお、単位は千円単位となっておりますので、ご承知ください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常的経費、小計の1～6でございますけども、経常的経費は、5,107,636千円で、構成比は69.4パーセントとなり、前年度比で2.0ポイント下回っております。

また、10の投資的経費は、1,083,872千円で、同じく構成比では14.7パーセントとなり、前年度に対し4.5ポイント上回っております。

経常的経費のうち、1の人件費は1,239,908千円で、前年度より39,853千円の増となっております。また、経常収支人件費比率におきましては、7ページ、中段のグラフにありますように23.3パーセントと、前年度の22.5パーセントを0.8ポイント上回っております。

4ページに戻りまして、需用費、備品購入費、委託料等2の物件費は922,878千円で、前年度に比べ50,804千円の増、伸び率ではプラス5.8パーセントとなりました。増加の主な要因としましては、総合体育館建設に係る基本設計委託、地質調査業務委託、課税基礎資料のための航空写真作成業務や、森町PR映像等作成業務等の増加によるものでございます。

4の扶助費は、829,330千円で、前年度に比べ6,763千円減少し、伸び率ではマイナス0.8パーセントとなりました。

5の補助費等は、1,421,079千円で、前年度に比べ13,743千円増加し、伸び率ではプラス1.0パーセントとなりました。これは、一部事務組合等への分担金の減少はあるものの、保育園の待機児童(0歳児入所)対策事業や、保育士等処遇改善臨時特例事業、工場誘致対策として取り組みました上水道整備のための上水道事業会計繰出金等の増加によるものでございます。

6の公債費は、622,801千円で、前年度に比べ2,560千円減少しました。減少の主なものは、旭が丘中学校及び飯田小学校の屋内運動場、森山団地立替事業の元利償還の終了等によるものでございます。

投資的経費のうち10の(1)普通建設事業費は、1,073,504千円で、前年度に比べ374,082千円増加し、伸び率ではプラス53.5パーセントとなっております。これは、スマート・インターチェンジ関連事業や、総合体育館建設事業等、「次世代へつながる成長の礎づくり」としての取り組みによる増加でございます。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。

説明資料の6ページの下段をご覧ください。

基金の年度末現在高については、3,210,121千円で、前年度に比べ347,649千円の増、伸び率ではプラス12.1パーセントとなっております。

ります。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ、206,677千円増の2,184,874千円となっております。また、平成25年度は新たに緊急地震対策基金、災害見舞金基金を積み立て、各事業の財源として一部を取り崩しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

年度末における町債の現在高は、前年度に比べ262,595千円増加し、6,453,253千円となっております。

この要因は、臨時財政対策債が3,531,518千円と増加したことによります。しかし、臨時財政対策債は元金・利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えたいと思います。この6,400,000千円から3,500,000千円を引きますと、約2,900,000千円が、町の実質的な負債になるわけですが、基金現在高が32億円ございますので、実質無借金とも言えるのではないかなど、このように思います。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきました実質公債費比率は、8.9パーセントとなっており、前年度に比べ0.4ポイント下回りました。

なお、この比率が18パーセント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりません。十分健全な数値と判断しております。

以上が、認定第1号「平成25年度森町一般会計歳入歳出決算」と普通会計における各指標の概要でございます。

次に特別会計の決算について説明いたしますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」も併せてご覧いただきたいと思います。会計別決算一覧表については、25年と24年度を比較して載っております。1枚ぺらでございます。この資料についても併せてご覧になっていただければと思います。

最初に、認定第2号「平成25年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

なお、以下の特別会計についても読み上げは千円単位までとさせ

ていただきます。

決算規模は、歳入総額2,125,991千円、歳出総額1,976,815千円となり、前年度に比べて歳入では14,196千円増加し、プラス0.7パーセント、歳出では13,967千円増加し、プラス0.7パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は102.6パーセント、歳出予算に対する執行率は95.4パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額は149,176千円で、天災その他特別の事情により、その支払に不足を生じた場合の資金に充てるため、25,000千円を保険給付等支払準備基金に積み立て、残りの124,176千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げますので、事項別明細書の9・10ページをご覧くださいと思います。

1款、国民健康保険税は、522,020千円で、前年度に比べて9,065千円増加し、プラス1.8パーセントとなっております。

3款、国庫支出金は、391,709千円で、前年度に比べて30,322千円増加し、プラス8.4パーセントとなっております。

11・12ページ、4款、療養給付費等交付金は、165,508千円で、前年度に比べて43,346千円減少し、マイナス20.8パーセントとなっております。

13・14ページ、9款、繰入金は、127,681千円で、前年度に比べて1,605千円減少し、マイナス1.2パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。19・20ページをご覧ください。

2款、保険給付費は、1,298,527千円で、前年度に比べて12,532千円減少し、マイナス1.0パーセントとなっております。

23・24ページ、3款、後期高齢者支援金等は、274,866千円で、前年度に比べて4,779千円増加し、プラス1.8パーセントとなっております。これは、後期高齢者医療制度に対して拠出するもので、2款、保険給付費と、3款、後期高齢者支援金等を合計すると1,573,394千円で、歳出総額の79.6パーセントを占めております。



なお、森町の1人当たりの年間医療費については、一般被保険者が28万8,337円で、県平均の30万825円を1万2,488円下回り、県全体では26位、退職被保険者が30万9,599円で、県平均の32万8,716円を1万9,117円下回り、同じく県全体では26位となっております。医療費が少なく済んだということが言えるのではないかと思います。

以上、認定第2号「平成25年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第3号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。また、この一覧表の方をご覧になりながら見ていただければと思います。

後期高齢者医療特別会計については、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度に併せて設けられたもので、被保険者から保険料を徴収し、静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものでございます。

決算規模は、歳入総額185,783千円、歳出総額185,693千円となり、前年度に比べて歳入では2,568千円増加し、プラス1.4パーセント、歳出では5,373千円増加し、プラス3.0パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は98.4パーセント、歳出予算に対する執行率は98.4パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額89千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げますので、事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1款、後期高齢者医療保険料は、137,511千円で、前年度に比べて1,591千円増加し、プラス1.2パーセントとなっております。

3款、一般会計繰入金は、45,259千円で、前年度に比べて417千円増加し、プラス0.9パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。9・10ページをご覧ください。

1款、後期高齢者医療広域連合納付金は、185,582千円で、前年

度に比べて5,284千円増加し、プラス2.9パーセントで、歳出総額の99.9パーセントを占めています。

以上、認定第3号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第4号「平成25年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額1,838,491千円、歳出総額1,798,275千円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は100.4パーセントであり、歳出予算の執行率は98.2パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた収支は40,215千円であり、ます。

それでは、歳入から申し上げますので、決算書事項別明細書の9・10ページをご覧ください。

1款、保険料は、320,606千円で、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。

3款、国庫支出金455,862千円と、4款、支払基金交付金506,066千円及び、11・12ページの5款、県支出金264,588千円については、それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負担金、地域支援事業交付金等でございます。

7款、繰入金は、267,501千円で、町からの介護給付費負担金、事務費負担金、地域支援事業に係る繰入金、及び保険給付支払準備基金からの繰入金であります。

13・14ページ、8款、繰越金は、13,750千円で、平成24年度からの繰越金であります。

10款、諸収入は10,097千円で、介護予防サービス計画作成料等があります。

続いて、歳出について申し上げます。17・18ページをご覧ください。

1款、総務費は、19,739千円で、介護保険の被保険者資格管理、保険料徴収、被保険者証交付、及び要介護認定等の事務に係るもの

でございます。

2 款、保険給付費は1,720,801千円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数料、高額介護サービス等の費用、特定入所者介護サービス等の費用及び、高額医療合算介護サービス費等で、歳出総額の95.7パーセントを占めております。

19・20ページ、3 款、地域支援事業費は、37,562千円で、介護予防事業等に係るものであります。

23・24ページ、4 款、介護予防支援事業費は、626千円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものでございます。

7 款、諸支出金19,539千円は、保険料の過年度還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの負担金等の精算による返還金及び、介護予防サービス計画作成料の精算に伴う繰り出しであります。

以上、認定第4号「平成25年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第5号「平成25年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成25年度においては、主要事業として森町浄化センターの維持管理業務、及び污水管渠の実施設計と築造工事を実施しました。

歳入総額は、585,372千円、歳出総額は、534,635千円で、差引き残額50,736千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から主なものを申し上げますので、決算書事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1 款、分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金で調定額38,090千円に対し、収入済額は37,022千円で収入未済額が1,068千円でございます。未済額の内容としては、分割納付の未納者15名分でございます。

2 款、使用料及び手数料は、公共下水道使用料と公共下水道手数料で調定額31,433千円に対し、収入済み額は31,191千円で、収入未

済額が242千円でございます。未済額の内容としては、公共下水道使用料の、平成22～25年度分の未納者22名分でございます。

3款、国庫支出金は、131,000千円で、水の安全・安心基盤整備総合交付金でございます。

4款、繰入金は、一般会計繰入金で147,929千円、5款、町債は、公共下水道整備事業債で188,900千円でございます。

6款、諸収入は、延滞金、預金利子、雑入で合計7,325千円でございます。

7・8ページ、7款、繰越金は、前年度繰越金で42,003千円でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げますので、9・10ページをご覧ください。

1款、下水道事業費450,532千円のうち、主なものは、11・12ページ、2項1目、下水道建設事業費の污水管渠実施設計業務委託料27,324千円、污水管渠築造工事310,637千円、下水道管渠築造工事補償金でございます。

13・14ページの2款、公債費は、町債元金償還金と利子償還金で84,102千円でございます。

以上が平成25年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算状況でございます。

また、供用開始区域内の下水道接続状況でございますが、平成26年3月末現在で、1,911人に下水道を利用させていただいており、約54パーセントの接続率でございます。今後も接続率を高めるため、加入促進に努力して参る所存でございます。

次に、認定第6号「平成25年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

以下の3特別会計につきましては、円単位まで読み上げさせていただきます。なお、主には一覧表をご覧くださいと思っております。

本会計の歳入総額は、1,556,005円、歳出総額は、1,248,952円で、

差引き残額307,053円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数66戸分の使用料と繰越金でございます。歳出では一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第7号「平成25年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、2,660,931円、歳出総額は、1,966,375円で、差引き残額、694,556円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数74戸分の使用料と一般会計繰入金及び繰越金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費及び公債費でございます。

次に、認定第8号「平成25年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、237,448円、歳出総額は、147,182円で、差引き残額90,266円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数15戸分の使用料と繰越金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

当年度において、いずれの簡易水道事業も大きな修繕はなく、順調に運営することができました。

今後におきましては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、経営も厳しくなることが予想されますが、地域住民の期待に応えるべく努力して参りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上、認定第1号から8号まで一括して説明申し上げますけれども、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 ( 榊原 淑 友 君 ) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。

代 表 監査委員 ( 花 嶋 勇 君 ) 監査委員の花嶋でございます。一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、町長への審査

に付されました平成25年度森町一般会計歳入歳出決算及び平成25年度森町国民健康保険特別会計外6特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る、7月17日・18日・22日・23日の4日間、亀澤監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、その他関係諸帳簿につきまして「関係法令に準拠して調製されているか」、「財政運営は健全か」、「財産の管理は適正か」、更に「予算が適正かつ効率的に執行されているか」等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合をいたしますとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び調書類は関係法令に準拠して作成をされておりまして、違法、不適切、あるいは計数の誤りは認められず、関係諸帳簿、証書類の処理も適正であると認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見を決算審査意見書として提出をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 ( 榑原淑友 君 ) 日程第22、認定第9号「平成25年度森町水道事業会計決算認定について」、及び日程第23、認定第10号「平成25年度森町病院事業会計決算認定について」以上、2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 榑原淑友 君 ) 本件について提案理由の説明を求めます。  
町長、村松藤雄君。

町長 ( 村松藤雄 君 ) ただ今一括して上程されました、認定第9号及び第10号の各会計決算について説明を申し上げます。

最初に、認定第9号「平成25年度森町水道事業会計決算認定について」申し上げます。

まず、決算書17ページをご覧ください。

平成25年度の業務状況でございますが、年度末給水人口は17,082人、給水戸数6,010戸、年間総配水量2,747,143立方メートル、年間有収水量2,245,042立方メートル、有収水量率81.72パーセントとなっております。

これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では225人の減、給水戸数では31戸の増、年間総配水量では98,162立方メートルの増、年間有収水量は116,428立方メートルの増となり、有収水量率は前年度と比較すると1.36パーセントのプラスでございます。

これからの説明の金額は、千円単位までとさせていただきますと思います。

20ページから22ページの、第3条予算の収益的収支でございますが、消費税を除いた総収益では、前年度対比15.8パーセント増収の302,585千円、総費用では、前年度対比14.3パーセント増の306,536千円で、差引き3,951千円の純損失が生じました。

なお、5ページに単年度の収支の状況を表す「損益計算書」がございしますが、当年度純損失が、前年度繰越利益剰余金81千円を超えたため、当年度未処理欠損金3,869千円が発生いたしました。

次に、23・24ページの、第4条予算の資本的収支でございますが、資本的収入としましては、新規水道加入に伴う加入分担金4,358千円、下宿後割線外3路線仮設配水管布設工事外3件の工事負担金等で、合計107,094千円の収入でございます。

資本的支出といたしましては、職員2名分の人件費と、向天方地内配水管布設替工事外16件の工事請負費、企業債償還金で、資本的支出合計214,257千円でございます。

この結果、支出超過となりましたので、この補てん財源といたしまして、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「平成25年度森町水道事業会計の決算状況について」でございますが、今後も拡充された各施設の使用効率を高め、有収水量の向上と経費の節減を図り、来るべき工事に備え現金

の内部留保に努め、今後の経営基盤の確立を図り、安価で安全かつ安定した水の供給と経営の健全化に努めて参りたいと存じます。

次に、認定第10号「平成25年度森町病院事業会計決算認定について」説明申し上げます。

平成25年度森町病院では、当年度が中間年となる第2次経営改革プランの目標を着実に達成するため、引き続き目標管理を徹底し、目標達成に向けての分析・評価を行って参りました。

2年目の主要施策は、電子カルテシステムの導入と、医療の質を評価するクオリティインジケータの導入でありました。

電子カルテシステムについては、本年2月1日に導入しましたが、入念な準備の結果、スムーズな移行が図られており、情報の共有化と一元管理によるチーム医療の推進や、業務効率の向上が更に期待できるところでございます。

クオリティインジケータについては、1年間の実績と評価をまとめ発表したことにより、職員相互の意識を高める結果となりました。

これらの取り組みの成果として、医師を中心とした病院スタッフの診療科を超えた協力により、入院・外来ともに好調を維持することができ、さらに、「静岡家庭医養成プログラム」の医師にも、入院や日当直業務へ携わってもらうことで、病院常勤医師の業務負担の軽減を図ることができました。

また、家庭医療クリニックにおいては、家庭医による患者さんに向き合う診療方式が浸透してきており、着実に外来患者数を増やすことができました。なお、一昨年から取り組んできた在宅医療についても、順調に利用者を増やしております。

これらのことから、昨年5月の中東遠総合医療センター開院による影響が懸念されたものの、見込みを上回る収益となっております。

病院の建設改良費としては、電子カルテシステム導入の外、病院建設時に購入した機器の更新を図り、外科用X線テレビ装置等を更新するとともに、補助金を活用して家庭医療センターに太陽光発電



装置の設置や、ポータブル超音波診断装置等の整備をして参りました。

それでは、平成25年度の事業概要を申し上げます。

なお、これからの説明の金額は、千円単位までとさせていただきます。

附属資料16・17ページをご覧ください。

まず患者の動向であります。入院患者数は年間延べ数で43,139人となり、対前年度比では、1,526人の増、率では3.7パーセント増加しております。

一日平均では、118.2人で、対前年度比4.2人増加し、病床利用率は昨年度を3.2ポイント上回る90.2パーセントとなりました。これは内科、外科、整形外科とも入院患者が増加したためと分析しております。

外来患者数は年間延べ数で97,741人となり、対前年度比498人の増加となり、一日平均では昨年度より3.7人増加し、400.6人となり、ここ数年、安定的な患者数となっております。

20ページから22ページの、第3条予算の収益的収支の状況でございますが、病院事業収益は、2,880,607千円で、前年度に対し、65,281千円増加し、伸び率ではプラス2.3パーセントとなりました。

このうち、医業収益は、2,514,845千円で、前年度に対し、93,497千円増加し、伸び率はプラス3.9パーセントとなりました。

医業収益の内訳では、入院収益が1,596,068千円で、対前年度38,588千円増加し、伸び率はプラス2.5パーセントとなりました。この増加要因は、病床利用率が平均で90パーセントを超え、入院患者数が安定したことによるものでございます。

外来収益は802,437千円で、対前年度55,390千円増加し、伸び率はプラス7.4パーセントとなりました。この増加要因は、内科などの診察や検査の充実のほか、家庭医療クリニックや訪問看護ステーションでの収益増によるものでございます。

医業外収益は、363,213千円で、対前年度27,364千円減少し、伸

び率はマイナス7.0パーセントとなりました。この減少要因は、他会計負担金等が減少したことによるものでございます。

次に、病院事業費用は、2,908,352千円で、対前年度76,794千円増加し、伸び率はプラス2.7パーセントとなりました。このうち医業費用は、2,735,117千円で、対前年度73,518千円増加し、伸び率はプラス2.8パーセントであります。

この結果、決算書5ページの経常損失は、28,481千円の計上となり、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は、27,745千円の計上となったところでございます。収支ゼロを目指しましたが、このようなところでございます。

続きまして附属資料23ページをご覧ください。

第4条予算の資本的収支の状況を説明申し上げます。先に下段、資本的支出から説明いたします。総額は522,468千円で、建設改良費として、268,479千円を執行しました。

この内訳は、外科用X線テレビ装置などの医療機器に19,793千円、電子カルテなどの備品に229,413千円、不動産鑑定評価業務委託など委託料に1,372千円、太陽光発電設備に17,900千円を支出したものでございます。

また、企業債償還金は、253,989千円となりました。

次に、上段の資本的収入は、資本的支出に伴い算出された他会計出資金として154,351千円を繰入れし、建設改良費の財源としての企業債で262,600千円、在宅医療・災害医療推進事業費補助金12,500千円を収入といたしました。

以上、認定第9号及び第10号を一括して説明申し上げましたけども、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 ( 榊原淑友君 ) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。

代 表 ( 花嶋 勇 君 ) 企業会計決算審査について申し上げます。  
監査委員 地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長より審

査に付されました平成25年度森町水道事業会計決算及び平成25年度森町病院事業会計決算につきまして、去る、6月27日、亀澤監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、両事業会計の決算書、附属書類等につきまして、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証いたしますとともに、経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうか主眼をおき、会計帳簿・証拠書類との照合、点検及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計の決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成をされており、計数の誤りは認められず、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の決算審査意見書として提出をしてございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月9日午前9時30分、本会議を開会し、各議案に対する質疑、並びに委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

( 午前11時57分 閉会 )